

施策等実施状況の公表と意見募集について

住工共生のまちづくり条例第 20 条に基づき、施策等の実施状況を公表し、広く市民やモノづくり企業等の皆様からそれに対する意見を募集した。

1. 施策等の実施状況の公表及び意見募集期間

平成 28 年 9 月 1 日（木）から 9 月 30 日（金）

2. 広報

市ホームページ、市広報紙、中小企業だより（FAX）、メールマガジン

3. 公表資料

平成 27 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 1 - 2）

4. 対象者

市内在住、在勤、在学の方、または市内に事業所を有する事業者・法人・その他団体

5. 意見の提出者数

5 者 6 件

6. 意見の内容

- ・ 当社の前にあったプレス工場（約 600 坪）が建売り住宅になり、後にあったメッキ工場（約 600 坪）が更地になっている。当社は、昼夜 24 時間、休日も含め機械を稼働させているが、住宅が周りに増え危機感を感じている。
- ・ 工場移転、拡張等を考えているが、億単位の資金が必要となる。会社の業績からみても多少の借金は可能だが、世の中の変動期に思い切った投資は出来ない。市有地に建物を建て民間に貸与するような団地が出来ることが理想である。中小企業は大手の下請で格差がありすぎる。今後、益々賃金格差が増大するだろう。せめて大手企業の 75% 程度の収入が必要である。これからの中小企業は、国、府、市等の総合的な支援が必要である。
- ・ 当社は相隣環境対策支援補助金で防音シャッターを取付け、現在、近隣からの苦情は落ち着いた。苦情陳情者の本音は慰謝料もしくは窓を閉めた場合の電気使用料が欲しかったようだ。公的な金を一個人に渡す事はできないと思うが、それが、一番効果的であり早く解決したのではないかと思う。もしくは、苦情陳情者の家に防音サッシを取付けた金額を補助金で認めてもらう事も方法かと思う。

- ・現在の工場移転支援補助金は住居系地域から工業地域に移転した場合に限定されているが、当社は準工業地域でも近隣の苦情で困らされている。準工業地域であっても近隣に住宅ができ騒音や振動の苦情で工業地域に移転したい場合でも補助金が申請できるよう変更してほしい。
また、工場移転支援補助金の限度額について、現状は500万円であるが、1,000万円程度は必要である。本補助金の平成27年度執行額が少なく活用が進んでいないのは、限度額が少額であることが原因ではないか。税金が公正で本当に必要な方いきわたる事を願う。
- ・モノづくりの工場からは、産業廃棄物が出る。その中にはリサイクル可能な物も多くある。一例では、商品作成時に出る布やレザーの切れ端も産業廃棄物として業者に依頼し廃棄するが、小物作成やインテリア、写真撮影等に必要とされる場合が多々ある。環境保護、ゴミ削減の観点からもリサイクル可能な廃棄物を必要とされる所に行き渡る様に行政が仲介者としての役割をして頂きたい。
- ・住居系地域で近隣工場から排出される多量の埃と悪臭に悩まされている。補助金を工場に与えても四方を住宅に囲まれている密集地で操業する工場の悪臭煤煙対策には限度があり、工場の排気量が多くなれば郊外に移転させるしかない。共生と称して同じ地区内に住宅と工場を置いておくのは双方にとってよくないのではないか。
(頂戴した意見に個人情報が含まれているため意見の概要を記載しているもの)

東大阪市住工共生のまちづくり条例（抜粋）

（施策の実施状況の公表等）

第20条 市長は、毎年度、住工共生のまちづくりについて、この条例に基づく施策等の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めるものとする。

2 市長は、毎年度、この条例に基づく施策等の実施状況及び前項の規定に基づく意見を審議会に報告するものとする。

3 市長は、第1項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。